

最高裁経監第290号

平成31年2月28日



財務大臣殿

最高裁判所長官 大谷直人

国家公務員等の旅費に関する法律第26条第2項の規定に基

づく協議について

研修日額旅費が支給される旅行のうち、自己都合によらず旅館に宿泊する場合であって、別紙のとおり、公務上支障のない範囲において検索した結果、いずれの旅館においても日額旅費の定額内（普通旅費の日当に相当する額（620円）を除く。）では宿泊ができない場合には、鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の実費額、310円並びに「現に支払った宿泊料の額」（国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号。以下「法」という。）別表第一に定める宿泊料定額を上限とする。）を支給することができるよう、法第26条第2項の規定に基づき、当該部分に係る法第26条第1項の指定の解除について協議いたします。

研修日額旅費において旅館に宿泊する場合に定額内で宿泊できない場合の取扱いについて

- 1 公務上支障のない範囲である(1)において、(2)により検索した結果、宿泊施設全てが最高裁判所において定める通達「研修等の旅行の日額旅費について(仮称)」(以下「日額旅費通達」という。)に規定する研修日額旅費(以下単に「研修日額旅費」という。)により旅館に宿泊する場合で定額内では宿泊ができない場合(日額旅費通達別表に規定する「旅館に宿泊する場合」に該当し、かつ、現に旅館に支払った宿泊料が該当するそれぞれの金額から普通旅費の日当に相当する額(620円)を除いた額を超える場合をいう。)には、鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃(以下「鉄道賃等」という。)の実費額、310円並びに(3)により「現に支払った宿泊料の額」(法別表第一に定める宿泊料定額を上限とする。以下同じ。)を支給することができることとする。なお、(4)について適切に対応する。

(1) 検索対象範囲

ア 鉄道等を利用する場合は用務地から15キロメートル圏内

イ バスを利用する場合は用務地から5キロメートル圏内

なお、当該範囲内において、所要時間が30分を超える宿泊施設が検索された場合には、選択の対象から除外することができることとする。

例外として、用務地周辺において、鉄道やバスなどの移動手段が全くない場合に限り、徒歩として1キロメートル圏内とする。

また、交通網の発達している特別区及び政令指定都市においては、市内(特別区の場合は特別区全域)を一括検索することができることとする。

(2) 検索方法

複数の宿泊施設検索サイト(※1)により検索する。メタサーチサイト(※2)又は他社商品も含めて検索対象範囲の宿泊施設を提供できる旅行代理店の利用により検索した場合は、複数検索したものとみなす。

検索に当たっては、パック商品(※3)の積極的な活用に努めることとする。

※1 研修日額旅費の定額内(普通旅費の日当に相当する額を除く。)で宿泊することを念頭に利用する検索サイトから検索する。

※2 1回キーワードを入力すると、複数の検索エンジンで検索が実行され、検索結果が表示される検索サービス。

※3 宿泊料等及び乗車券又は航空券が含まれている商品で旅費の節減に資するもの。

(3) 宿泊施設の選定

検索結果のうち、宿泊料が最も安価な宿泊施設及び料金体系(※4)を選択する。

ただし、宿泊料について最も安価な宿泊施設及び料金体系の宿泊料を上回った場合でも、鉄道賃等を含めた合計額がより安価になるのであれば、当該宿泊施設及び料金体系の活用に努めることとする。

なお、安価であっても、ウィークリーマンションを除く簡易宿所(※5)のようにセキュリティ面が十分でないと判断される宿泊施設及び宿泊に条件を付しており、出張者が宿泊できない料金体系は、選択の対象から除外することができることとする。

※4 宿泊施設が提供する、1泊2食付プラン及び素泊まりプラン等のいわゆる宿泊プランを指す。

※5 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第3項に基づく施設。

（例：ベッドハウス、山小屋、スキー小屋、ユースホステル、カプセルホテル）

(4) その他

ア 華美な宿泊施設の制限

従前の出張時に利用していたケースから著しく乖離するような宿泊施設を利用する場合には、その必要性について十分検討し、対外的に説明できるようにする。

イ 宿泊料の通算

一の旅行において異なる宿泊施設（研修日額旅費の定額内と本協議により選択した宿泊施設）を利用する等で、研修日額旅費の定額（普通旅費の日当に相当する額を除く。）の合計を一の旅行の総額で超過することになった場合に、鉄道賃等の実費額、310円及び「現に支払った宿泊料の額」を支給することができることとする。

2 本協議により、鉄道賃等の実費額、310円及び「現に支払った宿泊料の額」を支給する場合には、旅費精算の際に、以下の資料を添付するものとする。

(1) 期間、日程、費用、場所、出欠状況がわかる資料

（例：実施要領、名簿、出席簿の写等）

(2) 宿泊料が最も安価な宿泊施設及び料金体系であることが確認できる資料

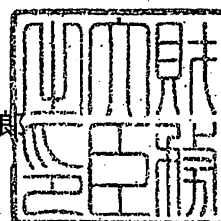
(3) 宿泊施設の領収書

(4) 鉄道賃等の実費額がわかる資料

財計第799号
平成31年3月6日

最高裁判所長官 殿

財務大臣 麻生 太郎



「国家公務員等の旅費に関する法律」第26条第2項の
規定に基づく協議について

平成31年2月28日付最高裁経監第290号をもって協議の
あった標記のことについては異存ありません。

